

山武市子ども・子育て会議（平成28年度第2回）

次 第

日時：平成29年3月23日（木）
13時30分から
場所：山武市役所 第5会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

(1)平成29年4月市内各園新規入所者数報告

(2)保育等利用申し込みの状況からみた課題について
・利用定員等

(3)国の軽減措置に伴う保育料改正について

(4)その他

4 その他

5 閉 会

こども園短児部・幼稚園の利用状況

施設名	時点	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	認可定員 (利用定員)	変更案
公 なるとうこども園	H25.5.1現在				29	32	41	102	120 (120)	120 (120)
	H26.5.1現在				30	38	32	100		
	H27.5.1現在				33	37	35	105		
	H28.5.1現在				29	35	36	100		
	H29見込				33	31	37	101		
公 なんごうこども園	H25.5.1現在					13	21	34	65 (65)	65 (20)
	H26.5.1現在					10	10	20		
	H27.5.1現在					7	7	14		
	H28.5.1現在					5	9	14		
	H29見込					3	5	8		
公 しらはたこども園	H25.5.1現在				26	20	27	73	90 (90)	90 (90)
	H26.5.1現在				32	26	22	80		
	H27.5.1現在				16	35	26	77		
	H28.5.1現在				27	16	35	78		
	H29見込				33	24	17	74		
公 まつおこども園	H25.5.1現在					10	12	22	40 (40)	40 (40)
	H26.5.1現在					10	14	24		
	H27.5.1現在					13	11	24		
	H28.5.1現在					9	11	20		
	H29見込					6	7	13		
公 おおひらこども園	H25.5.1現在				10	10	7	27	40 (40)	40 (40)
	H26.5.1現在				11	11	11	33		
	H27.5.1現在				12	8	12	32		
	H28.5.1現在				10	14	5	29		
	H29見込				15	7	14	36		
公 日向幼稚園	H25.5.1現在				27	25	18	70	240 (120)	240 (90)
	H26.5.1現在				34	33	25	92		
	H27.5.1現在				33	27	33	93		
	H28.5.1現在				20	32	27	79		
	H29見込				20	13	32	65		
公 むつみのおか幼稚園	H25.5.1現在					32	34	66	120 (75)	120 (60)
	H26.5.1現在					22	32	54		
	H27.5.1現在					21	23	44		
	H28.5.1現在					18	21	39		
	H29見込					18	21	39		
合計	H25.5.1現在	0	0	0	92	142	160	394	715 (550)	715 (460)
	H26.5.1現在	0	0	0	107	150	146	403		
	H27.5.1現在	0	0	0	94	148	147	389		
	H28.5.1現在	0	0	0	86	129	144	359		
	H29見込	0	0	0	101	102	133	336		

こども園長児部・保育園の利用状況

【資料1】

施設名	時点	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	認可定員 (利用定員)	変更案	園児数	認可定員 (利用定員)
公 なるとうこども園	H25.5.1現在	2	13	20	25	20	33	113	120	120	215	240
	H26.5.1現在	3	18	21	29	27	24	122			222	
	H27.5.1現在	1	18	25	30	22	29	125			230	
	H28.5.1現在	3	19	24	28	32	24	130			230	
	H29見込	5	24	24	34	31	30	148			249	
公 なんごうこども園	H25.5.1現在	1	8	20	15	22	26	92	90	90	126	155
	H26.5.1現在	2	7	11	21	14	23	78			98	
	H27.5.1現在	0	10	9	21	23	17	80			94	
	H28.5.1現在	0	5	14	12	20	21	72			86	
	H29見込	3	5	9	13	13	21	64			72	
公 しらはたこども園	H25.5.1現在	1	16	18	21	19	32	107	120	120	180	210
	H26.5.1現在	1	11	20	24	27	17	100			180	
	H27.5.1現在	0	14	17	21	25	30	107			184	
	H28.5.1現在	1	7	22	17	20	25	92			170	
	H29見込	1	16	21	24	20	24	106			180	
公 まつおこども園	H25.5.1現在	2	14	17	25	34	35	127	110	110	149	150
	H26.5.1現在	0	16	20	25	22	28	111			135	
	H27.5.1現在	2	12	18	19	25	20	96			120	
	H28.5.1現在	2	10	17	25	17	28	99			119	
	H29見込	4	13	14	19	22	21	93			106	
公 おおひらこども園	H25.5.1現在	1	5	15	13	16	20	70	100	100	97	140
	H26.5.1現在	1	8	9	18	15	13	64			97	
	H27.5.1現在	3	9	14	15	17	16	74			106	
	H28.5.1現在	2	9	11	14	14	18	68			97	
	H29見込	0	4	9	12	14	14	53			89	
私 日向保育園	H25.5.1現在	2	9	18	15	29	27	100	90	90	126	155
	H26.5.1現在	2	6	12	20	16	28	84			98	
	H27.5.1現在	6	18	10	17	22	16	89			120	
	H28.5.1現在	5	18	20	11	18	22	94			119	
	H29見込	6	12	20	21	9	15	83			106	
私 若杉保育園	H25.5.1現在	6	11	17	21	23	24	102	90	90	149	150
	H26.5.1現在	5	11	15	18	24	24	97			135	
	H27.5.1現在	4	13	15	19	20	24	95			120	
	H28.5.1現在	5	13	16	19	20	19	92			119	
	H29見込	8	14	17	19	19	19	96			106	
私 蓮沼保育園	H25.5.1現在	2	9	8	24	18	25	86	90	90	126	155
	H26.5.1現在	6	3	11	13	22	18	73			98	
	H27.5.1現在	4	16	10	16	16	22	84			120	
	H28.5.1現在	3	10	16	16	16	17	78			119	
	H29見込	4	15	12	23	16	16	86			106	
合計	H25.5.1現在	17	85	133	159	181	222	797	810	810	1066	1155
	H26.5.1現在	20	80	119	168	167	175	729			1066	
	H27.5.1現在	20	110	118	158	170	174	750			1066	
	H28.5.1現在	21	91	140	142	157	174	725			1066	
	H29見込	31	103	126	165	144	160	729			1066	

※H29見込数は、H29.2.1現在の入所申込人数

○推計児童数(各年4月1日現在)

※計画策定時 0～5歳児	実績値			推計値				
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
	2,128	2,026	1,907	1,841	1,774	1,704	1,643	1,617

※27・28を実績値に 0～5歳児	実績値			推計値				
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
	2,128	2,026	1,907	1,833	1,784	1,704	1,643	1,617

※山武市子ども・子育て支援事業計画(概要版) 6 ページ

(4)教育・保育給付のサービスマスの見込みと提供体制

○幼稚園・こども園(1号認定子ども) ※27・28年度の実績値は各年5月1日/29年度の実績値は申込数

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	こ	幼	こ	幼	こ	幼	こ	幼	こ	幼
見込み量 (a)	231	143	216	133	206	127	197	122	193	119
実績値 (b)	252	137	241	118	232	104				
比較 (b/a)	109.1%	95.8%	111.6%	88.7%	112.6%	81.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
見込み量計 (a')	374		349		333		319		312	
実績値計 (b')	389		359		336		0		0	
比較 (b'/a')	104.0%		102.9%		100.9%		0.0%		0.0%	
供給見込み	715		715		715		715		715	

利用定員	355	195	355	195	310	150	310	150	310	150
(実績値/利用定員)	71.0%		70.3%		67.9%		60.5%		74.8%	
	70.7%		65.3%		73.0%		0.0%		0.0%	
					460		460		460	
					0.0%		0.0%		0.0%	

○保育所・こども園(2・3号認定子ども) ※27・28年度の実績値は各年5月1日/29年度の実績値は申込数

	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度		
	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳
見込み量 (a)	68	237	551	64	236	515	62	225	492	60	229	472	57	208	462
実績値 (b)	20	228	502	21	231	473	31	229	469						
比較 (b/a)	29.4%	96.2%	91.1%	32.8%	97.9%	91.8%	50.0%	101.8%	95.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
見込み量計 (a')	856			815			779			761			727		
実績値計 (b')	750			725			729			0			0		
比較 (b'/a')	87.6%			89.0%			93.6%			0.0%			0.0%		
供給見込み	984			984			984			984			984		

利用定員	36	225	549	36	225	549	36	225	549	36	225	549	36	225	549
(実績値/利用定員)	55.6%			101.3%			91.4%			58.3%			102.7%		
	92.6%			89.5%			86.2%			85.4%			0.0%		
				89.0%			90.0%			0.0%			0.0%		

※27・28年度の実績値は各年度末/29年度の実績値は申込数

	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度		
	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳
見込み量 (a)	68	237	551	64	236	515	62	225	492	60	229	472	57	208	462
実績値 (b)	54	229	501	50	237	480	31	229	469						
比較 (b/a)	79.4%	96.6%	90.9%	78.1%	100.4%	93.2%	50.0%	101.8%	95.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
見込み量計 (a')	856			815			779			761			727		
実績値計 (b')	784			767			729			0			0		
比較 (b'/a')	91.6%			94.1%			93.6%			0.0%			0.0%		
供給見込み	984			984			984			984			984		

利用定員	36	225	549	36	225	549	36	225	549	36	225	549	36	225	549
(実績値/利用定員)	150.0%			101.8%			91.3%			138.9%			105.3%		
	96.8%			87.4%			85.4%			86.1%			0.0%		
				94.7%			90.0%			0.0%			0.0%		

利用定員見直し用資料

【資料3】

【成東東学区】

なんごうこども園利用定員							
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
長児部	3	5	12	20	20	30	90
短児部					30	35	65
計	3	5	12	20	50	65	155

なんごうこども園利用定員変更案							
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
長児部	3	5	12	20	20	30	90
短児部					10	10	20
計	3	5	12	20	30	40	110

⇨

なんごうこども園(短児部4～5歳)利用状況					
時点	H25.5.1	H26.5.1	H27.5.1	H28.5.1	H29見込
利用人数	34	20	14	14	8

※過去3か年の平均 (20+14+14) / 3 = 16.0

平成29年度 未就学児童数見込(成東東学区)							
学校区	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
南郷小学校	21	21	23	35	25	28	153
緑海小学校	10	22	24	18	22	19	115
鳴浜小学校	7	20	17	23	15	19	101
計	38	63	64	76	62	66	369

204

※0歳児は、H29.2.1時点の人数

※1～5歳児は、H28.4.1時点の0～4歳児の人数

【山武地域】

日向幼稚園利用定員							
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
長児部							0
幼稚園				40	40	40	120
計	0	0	0	40	40	40	120

⇨

むつみのおか幼稚園利用定員							
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
長児部							0
幼稚園					40	35	75
計	0	0	0	0	40	35	75

⇨

日向幼稚園(3～5歳)利用状況					
時点	H25.5.1	H26.5.1	H27.5.1	H28.5.1	H29見込
利用人数	70	92	93	79	65

※過去3か年の平均 (92+93+79) / 3 = 88.0

むつみのおか幼稚園(4～5歳)利用状況					
時点	H25.5.1	H26.5.1	H27.5.1	H28.5.1	H29見込
利用人数	66	54	44	39	39

※過去3か年の平均 (54+44+39) / 3 = 45.6

日向幼稚園利用定員変更案							
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
長児部							0
幼稚園				30	30	30	90
計	0	0	0	30	30	30	90

むつみのおか幼稚園利用定員変更案							
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
長児部							0
幼稚園					30	30	60
計	0	0	0	0	30	30	60

日向保育園利用定員							
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
保育園	6	12	12	20	20	20	90
短児部							0
計	6	12	12	20	20	20	90

若杉保育園利用定員							
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
保育園	6	12	12	20	20	20	90
短児部							0
計	6	12	12	20	20	20	90

平成29年度 未就学児童数見込(山武地域)							
学校区	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
日向小学校	16	19	34	29	16	35	149
山武西小学校	9	11	10	9	6	9	54
睦岡小学校	25	22	25	23	29	34	158
山武北小学校	14	19	7	13	16	20	89
計	64	71	76	74	67	98	450

239

※0歳児は、H29.2.1時点の人数

※1～5歳児は、H28.4.1時点の0～4歳児の人数

しらはたこども園利用定員							
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
長児部	3	17	20	20	30	30	120
短児部				30	30	30	90
計	3	17	20	50	60	60	210

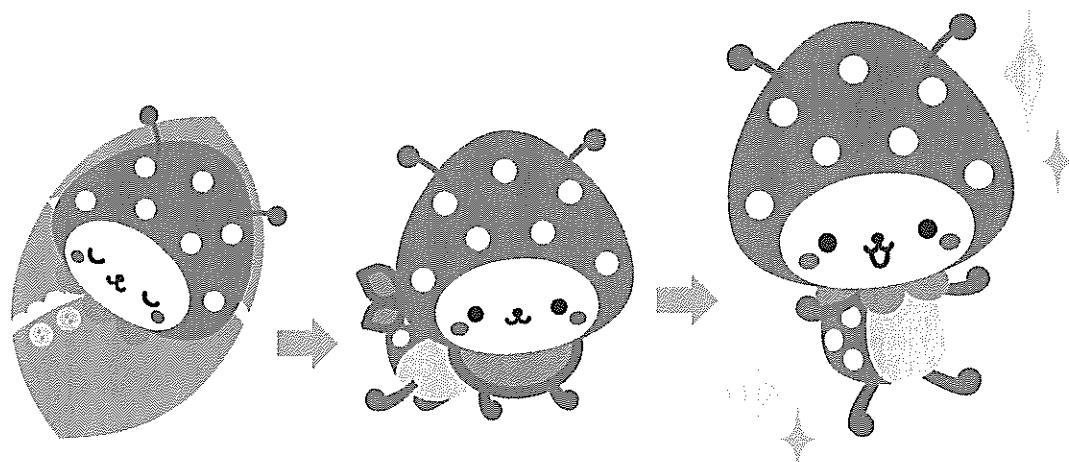
成東東学区利用定員(なんごう+しらはた)							
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
長児部	6	22	32	40	50	60	210
短児部				30	40	40	110
計	6	22	32	70	90	100	320

260

山武市子ども・子育て支援事業計画

概要版

平成 27 年度～平成 31 年度



「子ども・子育て支援事業計画」は、こんな計画です

- 保育所や幼稚園等の量の見込みとその確保の方策を示しています。

保護者の皆様にご協力いただいた「ニーズ調査」の結果をもとに、幼児期の教育・保育施設等の量の見込みと確保の方策を示しています。

お子さんの年齢や保護者の就労意向ごとに量の見込みを設定することで、よりきめ細かなニーズに対応し、円滑に利用できるための取組みを進めます。

- 地域における子ども・子育て支援の取組みを示しています。

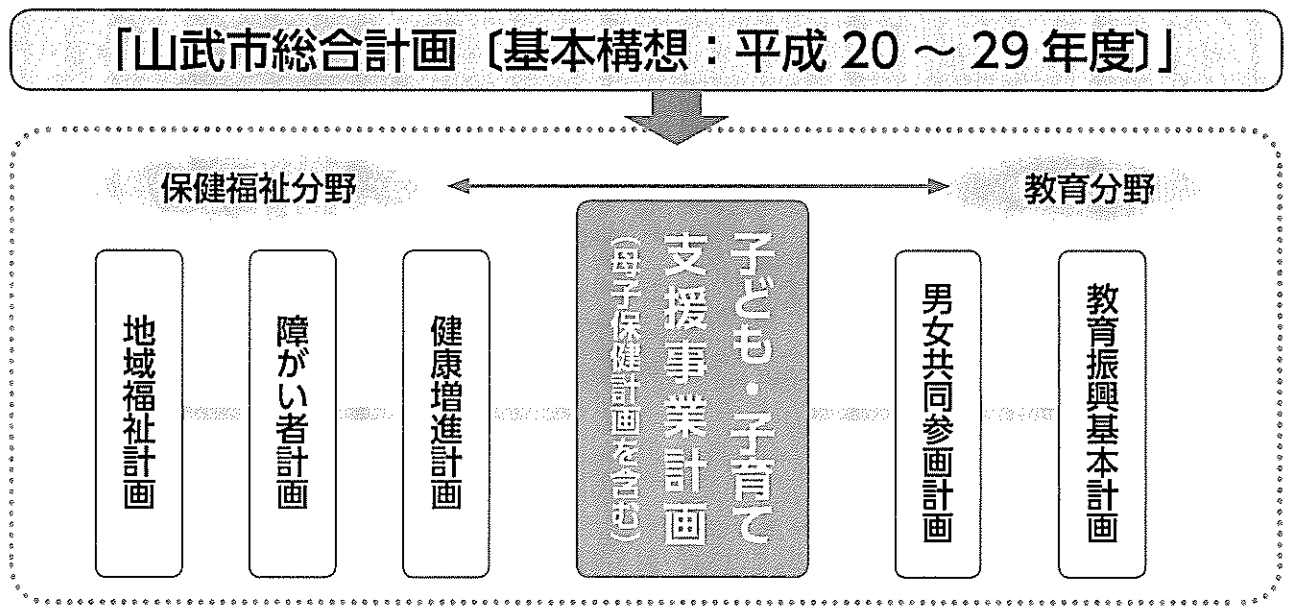
市では平成 21 年度に「山武市次世代育成支援対策行動計画（後期）」を策定し、子育て支援施策や保育・教育事業及び母子保健事業の充実を図るとともに、こども園や地域子育て支援センターの開設を進めてきました。近年の国の動向、山武市総合計画の推進やこども園化を進めてきた経緯等を考慮し、法律で定められた「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保の方策を示すとともに、「次世代育成支援地域行動計画」をふまえ、地域全体で子どもと子育て家庭を支えるための取組みを進めます。

平成27年3月
千葉県山武市

1 計画の概要

(1) 計画の位置付け

- この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、またこれまでの「山武市次世代育成支援対策行動計画」を次世代育成支援対策推進法の改正に合わせて発展的に統合して、山武市の子ども・子育て支援の方向性を示す計画（母子保健計画を含む）として策定しました。
- この計画は、市の最上位計画である「山武市総合計画」をはじめ、山武市地域福祉計画等保健・福祉・教育分野の関係計画や、県及び国の関係計画との連携・整合性を図りながら策定しました。



(2) 計画期間

- 平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

2 児童数の動向

計画期間内の推計児童数は減少傾向が推計されます。平成27年から平成31年の5年間で、就学前児童の人口減少率は12.2%、小学生は12.3%とほぼ同率となっていますが、中学生は14.9%、高校生は18.6%と減少率が大きくなっています。0～17歳人口全体では14.2%の減少が推計されます。

● 年齢別推計児童数(各年4月1日現在) ●

(人)

	実績値			推計値				
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0～5歳	2,128	2,026	1,907	1,841	1,774	1,704	1,643	1,617
6～11歳	2,531	2,427	2,400	2,351	2,269	2,203	2,168	2,061
12～14歳	1,580	1,534	1,439	1,353	1,291	1,258	1,203	1,151
15～17歳	1,816	1,732	1,702	1,562	1,511	1,419	1,333	1,271
合計	8,055	7,719	7,448	7,107	6,845	6,584	6,347	6,100

3 基本理念

山武市のこれからを担う子どもたちの成長を社会全体で支援していくため、「子育ての第一義的責任は保護者にある」という基本認識のもと、市全体が子育ての意義について再認識し、市民、家庭、地域、行政が一体となって子育てに伴う喜びと次代への希望が実感できるような環境づくりを継続して進めることが重要です。そこで、基本理念として「次代を担う子どもたちを地域ではぐくむまちさんむ」を目指し、地域ぐるみで次世代育成と子育て支援に取り組んでいきます。

● 基本理念 ●

次代を担う子どもたちを
地域ではぐくむまち
さんむ

4 基本視点

市全体で次世代育成・子育て支援を推進していく中で、以下の視点を重視して各種施策・取組みの展開を図ります。

視点1

子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮します。子どもの心身の健全な発達を支援し、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められ、いきいきと育つことのできる環境の整備を目指します。あわせて、次代を担う人づくりの視点を取り入れて取り組んでいきます。

視点2

親子のきずなという視点

子どもや子育てに関わることは、大人の生き方を豊かにしていくものです。そうした意識を醸成し、子育ての第一義的責任はまず父母その他の保護者にあるという原点に立ち返るとともに、「親子のきずな」や「家族のつながり」を深めていくことを基本的な考え方として、支援に取り組んでいきます。

視点3

子どもと子育て家庭を支援する視点

子育てと仕事の両立支援だけではなく、雇用環境・生活環境・教育環境において子育てを支援することに努めます。また、子どもと保護者の孤立化などの問題をふまえ、広く子どもと家庭への支援を進めるとともに、ひとり親家庭や支援が必要な家庭と子どもに対して支援していきます。

視点4

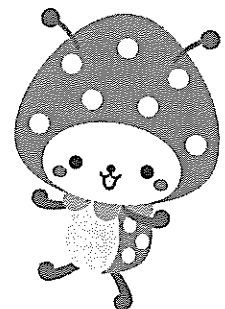
サービスの質の視点

サービス供給量を適切に確保し、より良いサービスが提供できるよう、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組みを進めていきます。子育て家庭の様々なニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った総合的な取組みを行っていきます。

視点5

地域が子どもの成長と子育てにかかわる視点

子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を目指します。様々な地域活動団体や社会福祉協議会、民生委員・児童委員に加え、自然環境や伝統文化等、様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用していきます。



5 基本目標

基本的な視点をふまえて、以下の基本目標を掲げます。

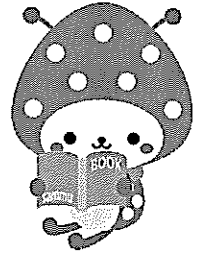
基本目標1：子どもの人権の尊重と安全・安心な環境づくり



子どもが一人の人間として尊重され、守られる存在であることが基本です。家庭環境や障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが健やかに成長できる環境を整えていきます。また、近年、子どもが事故や犯罪の被害にあう可能性も高まっています。子どもが安全で安心できる暮らしづくりを、地域ぐるみで協力して行っていきます。

基本目標2：子どもが心豊かにたくましく育つ教育の推進

学校、家庭、地域が連携・協力しながら、子どもたちが人を思いやる心を育み、心身ともにたくましく生きる力の育成を図れる教育環境づくりを進めていきます。



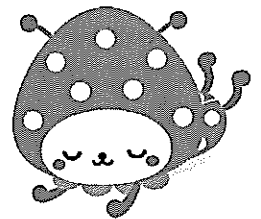
基本目標3：安心して子どもを産み育てられる環境づくり



親子の健康が確保され、子どもが心身ともに健康で、健やかに生まれ育つように、保健・福祉・教育の各分野が連携しながら、母子保健事業を展開します。また、乳幼児から思春期の発達段階に応じた望ましい生活習慣が身につけられるように、食育や思春期保健対策を推進します。

基本目標4：子どもと子育てを支援する地域づくり

共働きの子育て家庭をはじめ、専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭が子どもを安心して産み育て、親子・家族のきずなを深めていけるように、子育て支援サービスや教育・保育サービスの充実、地域の子育て支援ネットワークづくり、子どもの居場所づくり、相談・情報提供体制の整備など、子どもの成長と家族のきずなづくりを支援するサービスの充実を目指します。



6 施策の体系

■基本理念

次代を担う子どもたちを地域ではぐくむまちさんむ

基本施策

基本目標1 子どもの人権の尊重と安全・安心な環境づくり

- (1) 子どもの人権の尊重と支援が必要な子ども・家庭の支援
- (2) 安心して子育てできるまちづくりの推進

基本目標2 子どもが心豊かにたくましく育つ教育の推進

- (1) 学校の教育環境等の充実
- (2) いじめ・不登校などへの対応
- (3) 児童健全育成活動と子どもの多様な体験活動の推進
- (4) 家庭と地域の教育力の向上

基本目標3 安心して子どもを生み育てられる環境づくり

- (1) 親子の心と身体の健康づくりの推進
- (2) 子どもの成長・発育にあった健康づくりの支援
- (3) 思春期保健対策の推進

基本目標4 子どもと子育てを支援する地域づくり

- (1) 子育てに関する相談・情報提供体制の充実
- (2) 教育・保育サービスの推進（主に子ども・子育て支援事業計画）
- (3) 子育て家庭の経済的支援の推進
- (4) 仕事と家庭生活の両立支援

子ども・子育て支援事業の推進 (山武市子ども・子育て支援事業計画)

- 教育・保育提供区域の設定
- 教育・保育サービスの見込み量と確保策
- 地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保策
- その他の事項

計画の推進

7 教育・保育の量の見込みと提供体制

(1) 子ども・子育て支援法におけるサービスの全体像

今後の子育て支援関係のサービスの全体像は以下の通りです。子ども・子育て支援法におけるサービスは、大きくは「教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに区分されます。

根拠法	給付の区分		事業名
子ども・子育て支援法	子どものための教育・保育給付	施設型給付	1. 公立幼稚園
			2. 新制度への移行を選択する私立幼稚園
			3. 認可保育所
			4. 幼保連携型認定こども園
			5. 幼稚園型認定こども園
			6. 保育所型認定こども園
			7. 地方裁量型認定こども園
	地域子ども・子育て支援事業	地域型保育給付 (市が認可)	8. 小規模保育
			9. 家庭的保育
			10. 居宅訪問型保育
			11. 事業所内保育
			12. 利用者支援 (新規)
			13. 地域子育て支援拠点事業
			14. 妊婦健診
			15. 乳児家庭全戸訪問事業
			16. 養育支援訪問事業等
			17. 子育て短期支援事業
			18. ファミリー・サポート・センター事業
	子ども・子育て支援法以外		19. 一時預かり
			20. 延長保育事業
			21. 病児病後児保育事業
			22. 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)
			23. 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (新規)
			24. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 (新規)
25. 私立認可保育所 (委託費を支弁)			
26. 新制度への移行を選択しない私立幼稚園 (私学助成・幼稚園就園奨励費補助を支弁)			

(2) 3つの認定区分

新制度では、3つの区分の認定に応じて施設など（認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育）の利用先が決まります。保護者の働き方、利用を希望する施設、必要とする理由に応じて「支給認定」を受ける必要があります。

1号認定：教育標準時間認定。3～5歳で教育を希望する場合（認定こども園、幼稚園）

2号認定：満3歳以上・保育認定。3～5歳で保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合（認定こども園、保育所）

3号認定：満3歳未満・保育認定。0～2歳で保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合（認定こども園、保育所、地域型保育）

(3) 教育・保育提供区域について

- 「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。
- 本市においては、基本となる教育・保育提供区域は市全域を1区域とします。

(4) 教育・保育給付のサービス量の見込みと提供体制

①特定教育・保育（施設型給付）

●幼稚園・認定こども園（教育標準時間・1号認定子ども）

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼
見込み量	231人	143人	216人	133人	206人	127人	197人	122人	193人	119人
合計	374人		349人		333人		319人		312人	
供給見込み	715人		715人		715人		715人		715人	

●保育所・認定こども園（保育標準時間／保育短時間・2号認定子ども）

	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度		
	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳
見込み量	68人	237人	551人	64人	236人	515人	62人	225人	492人	60人	229人	472人	57人	208人	462人
合計	856人			815人			779人			761人			727人		
供給見込み	984人			984人			984人			984人			984人		

※こども園は年齢毎に面積に対する供給可能人数。

②地域型保育給付

●小規模保育事業（3号認定子ども）

市内の認可外施設の参入意向を把握するとともに、情報提供などの支援を行い、定員5人程度で0～2歳の地域型保育の実施を見込みます。

●家庭的保育事業（3号認定子ども）

今後、サービスの実施について検討します。

(5) 地域子ども・子育て支援事業のサービス量の見込みと提供体制

①利用者支援

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

②地域子育て支援拠点事業

(1か月あたり利用延人回)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間見込み量	1,662人回	1,628人回	1,559人回	1,493人回	1,439人回
供給量	1,662人回	1,628人回	1,559人回	1,493人回	1,439人回

③妊婦健診事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間見込み量	263人	249人	241人	231人	222人
供給量	263人	249人	241人	231人	222人

④乳児家庭全戸訪問事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	263人	249人	241人	231人	222人
供給量	263人	249人	241人	231人	222人

⑤養育支援訪問事業（対象家庭数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	60件(延240件)	60件(延240件)	60件(延240件)	60件(延240件)	60件(延240件)
供給量	60件(延240件)	60件(延240件)	60件(延240件)	60件(延240件)	60件(延240件)

⑥子育て短期支援事業

(人/日)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
供給量	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

(年間あたり利用平均日数)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
低学年	49日	47日	44日	42日	39日
高学年	42日	41日	41日	41日	40日
合計	91日	88日	85日	83日	79日
供給量	検討	検討	85日	83日	79日

注) 5歳児の保護者に、低学年、高学年時に利用を希望した割合で算出

⑧一時預かり事業

(年間あたり利用平均日数)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間見込み量	4,129日	3,901日	3,729日	3,572日	3,484日
供給量	4,129日	3,901日	3,729日	3,572日	3,484日

⑨延長（時間外保育事業）（利用実人数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み	172人	164人	157人	150人	146人
供給量	172人	164人	157人	150人	146人

⑩病時・病後保育事業

(年間人日)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	1,612人日	1,540人日	1,473人日	1,411人日	1,371人日
供給量	480人日	480人日	960人日	960人日	960人日

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（実人数）

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
見込み量 5歳児	475人	202人	460人	194人	424人	197人	406人	198人	380人	192人
合計	677人		654人		621人		604人		572人	
供給量	358人	152人	359人	151人	348人	162人	343人	167人	339人	171人
合計	510人		510人		510人		510人		510人	

注) 5歳児保護者に就学後の低学年、高学年の時の希望を聞き、その利用希望率から算出



山武市子ども・子育て支援事業計画 概要版

平成27年3月

発行 山武市保健福祉部 子育て支援課
〒289-1392 山武市殿台296番地
電話：0475-80-2632 FAX：0475-80-2650
ホームページ：http://www.city.sammu.lg.jp/

平成29年度における幼児教育の段階的無償化の推進について（案）

<所要額(公費ベース)>
 1号:約31億円 ※就園奨励費含む
 2・3号:約37億円

1. 市町村民税非課税世帯の第2子無償化

1号認定子ども:1,500円 2号認定子ども:3,000円 3号認定子ども:4,500円

0円

2. 年収約360万円未満相当世帯の保護者負担軽減

◆ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置を更に拡充する。 ※ひとり親世帯等について、第3階層は第2子以降、第2階層は第1子以降は、既に無償。

○1号認定子どもについて

階層区分	平成27年度 保護者負担額(月額)	平成28年度 保護者負担額(月額)	平成29年度(負担軽減の拡充) 保護者負担額(月額)
第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下(年収約360万円未満相当)	第1子 15,100円	7,550円(負担軽減後の半額)	3,000円

○2・3号認定子どもについて

※下記の保護者負担額は全て3歳以上児の保育標準時間認定の場合

第3階層 市町村民税所得割課税額 48,600円未満(年収約330万円未満相当)	第1子 15,500円	7,750円(負担軽減後の半額)	6,000円
第4階層の一部 市町村民税所得割課税額 97,000円未満 (年収約360万円未満相当世帯まで)	第1子 27,000円	13,500円(基準額表の半額)	6,000円

◆その他の世帯の保護者負担を以下のとおり軽減する。

○1号認定子どもについて

第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下 (年収約360万円未満相当)	第1子 16,100円 第2子 8,050円	(同左)	14,100円 7,050円
---	---------------------------	------	-------------------

平成29年度における特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)(案)

○ 平成29年度予算案に基づき国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおり。
 注：青字、緑字、赤字は平成29年度における「幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進」によるもの。

教育標準時間認定の子ども (1号認定)

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む) (～約270万円)	3,000円 [0円] ※第2子以降は0円
③市町村民税 所得割課税額 77,101円以下 (～約360万円)	16,100円→14,100円 [7,550円→3,000円]
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下 (～約680万円)	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上 (約680万円～)	25,700円

多子カウント年齢制限なし

〃 有り (小学校3年生以下)

保育認定の子ども (2号認定：満3歳以上) (3号認定：満3歳未満)

階層区分	利用者負担		利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯 (～約260万円)	6,000円 [0円] ※第2子以降は0円	6,000円 [0円] ※第2子以降は0円	9,000円 [0円] ※第2子以降は0円	9,000円 [0円] ※第2子以降は0円
③所得割課税額 48,600円未満 (～約330万円)	16,500円 [7,750円→6,000円]	16,300円 [7,650円→6,000円]	19,500円 [9,250円→9,000円]	19,300円 [9,150円→9,000円]
④所得割課税額 57,700円未満 [77,101円未満] (～約360万円)	27,000円 [13,500円→6,000円]	26,600円 [13,300円→6,000円]	30,000円 [15,000円→9,000円]	29,600円 [14,800円→9,000円]
⑤所得割課税額 169,000円未満 (～約640万円)	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満 (～約930万円)	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満 (～1,130万円)	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上 (1,130万円～)	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

多子カウント年齢制限なし

〃 有り (小学校就学前)

※1 []書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の額。

※2 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。

※3 1号認定は小学3年以下の範囲、2・3号認定は小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。ただし、年収約360万円未満相当の世帯においては多子のカウントにおける年齢制限を撤廃し、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については2人目以降については0円とする。

※4 給付単価を限度とする。

※5 1号認定においては、平成26年度の保育料等の額が市町村が定める利用者負担額よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、現在の水準を基に各施設で定める額とすることも認める(経過措置)。

1号認定

【公立】

平成29年度 利用者負担額（保育料）一覧表（案）

（単位：円）

階層区分	利用者負担額（保育料）月額			
	第1子	第2子	第3子以降	
第1階層 生活保護世帯	0	0	無料	
第2階層 市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯を含む)	ひとり親世帯等（※1）	0		
	ひとり親世帯等以外の世帯	3,000		1,500 (0)
第3階層 市民税所得割課税額 77,100円以下	ひとり親世帯等（※1）	2,600 (3,000)		0
	ひとり親世帯等以外の世帯	6,200 (14,100)		3,100 (7,050)
第4階層 市民税所得割課税額 77,101円以上211,200円以下	6,200	第1子と同額となります。 ただし、「※2～※3」の 軽減が適用される世帯もあり ます。		
第5階層 上記区分以外の世帯	6,200			

- 市民税所得割課税額が77,100円以下の世帯については、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最も年長の子どもから順に2番目の子どもが保育園等を利用する場合に「第2子」の利用者負担額を、3番目以降の子どもが保育園等を利用する場合に「第3子以降」の利用者負担額を適用します。

※1 「ひとり親世帯等」とは、母子・父子家庭の世帯、障がい者（児）のいる世帯、準要保護世帯をいいます。

※2 小学校3年生までの範囲において、子どもが2人以上いる世帯の場合の利用者負担額は、最も年長の子どもから順に2番目の子どもは「半額」、3番目以降の子どもは「無料」となります。

※3 同一世帯で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者から順に3番目以降の子どもが保育園等を利用する場合の利用者負担額は「無料」となります。

【改定内容】

① 第2階層の第2子の利用者負担額(保育料)を「無料」とします。

・第2子 1,500円 → 0円

※ 第3階層は、国の示した軽減策より、本市の利用者負担額(保育料)が低いため、改定しない。

平成29年度 利用者負担額（保育料）一覧表（案）

（単位：円）

階層区分	保育必要量	利用者負担額（保育料）月額						第3子以降	
		第1子			第2子				
		4歳以上	3歳	3歳未満	4歳以上	3歳	3歳未満		
第1階層 生活保護世帯	保育短時間	0	0	0	0	0	0	無料	
	保育標準	0	0	0	0	0	0		
第2階層 市民税非課税世帯	ひとり親世帯等 （※1）	保育短時間	0	0	0	0	0		0
		保育標準	0	0	0	0	0		0
	以外の世帯	保育短時間	4,200	4,200	6,300	2,100 (0)	2,100 (0)		3,150 (0)
		保育標準	4,500	4,500	6,700	2,250 (0)	2,250 (0)		3,350 (0)
第3階層 市民税所得割課税額 48,600円未満	ひとり親世帯等 （※1）	保育短時間	5,700 (4,200)	5,700 (4,200)	6,800 (6,300)	0	0		0
		保育標準	6,100 (4,500)	6,100 (4,500)	7,300 (6,700)	0	0		0
	以外の世帯	保育短時間	12,400	12,400	14,600	6,200	6,200		7,300
		保育標準	13,200	13,200	15,600	6,600	6,600		7,800
第4階層の1 市民税所得割課税額 48,600円以上57,700円未満	ひとり親世帯等 （※1）	保育短時間	10,800 (4,200)	10,800 (4,200)	12,000 (6,300)	0	0		0
		保育標準	11,500 (4,500)	11,500 (4,500)	12,750 (6,700)	0	0		0
	以外の世帯	保育短時間	21,600	21,600	24,000	10,800	10,800		12,000
		保育標準	23,000	23,000	25,500	11,500	11,500		12,750
第4階層の2 市民税所得割課税額 57,700円以上77,101円未満	ひとり親世帯等 （※1）	保育短時間	10,800 (4,200)	10,800 (4,200)	12,000 (6,300)	0	0		0
		保育標準	11,500 (4,500)	11,500 (4,500)	12,750 (6,700)	0	0		0
以外の世帯	保育短時間	21,600	21,600	24,000					
	保育標準	23,000	23,000	25,500					
第4階層の3 市民税所得割課税額 77,101円以上97,000円未満		保育短時間	21,600	21,600	24,000				
		保育標準	23,000	23,000	25,500				
第5階層 市民税所得割課税額 97,000円以上169,000円未満		保育短時間	32,200	33,200	35,600				
		保育標準	35,300	35,300	37,800				
第6階層 市民税所得割課税額 169,000円以上301,000円未満		保育短時間	32,200	38,600	48,800				
		保育標準	35,900	42,300	51,900				
第7階層 市民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満		保育短時間	32,200	38,600	64,000				
		保育標準	35,900	42,300	68,000				
第8階層 市民税所得割課税額 397,000円以上		保育短時間	32,200	38,600	83,200				
		保育標準	35,900	42,300	88,400				

第1子と同額となります。
ただし、「※2～※3」の
軽減が適用される世帯もあ
ります。

- ひとり親世帯等のうち市民税所得割課税額が77,101円未満の世帯、ひとり親世帯等以外の世帯のうち市民税所得割課税額が57,700円未満の世帯については、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最も年長の子どもから順に2番目の子どもが保育園等を利用する場合に「第2子」の利用者負担額を、3番目以降の子どもが保育園等を利用する場合に「第3子以降」の利用者負担額を適用します。

※1 「ひとり親世帯等」とは、母子・父子家庭の世帯、障がい者（児）のいる世帯、準要保護世帯をいいます。

※2 小学校就学前の範囲において、同一世帯から2人以上の子どもが保育園等を同時に利用する場合の利用者負担額は、最も年長の子どもから順に2番目の子どもは「半額」、3番目以降の子どもは「無料」となります。

※3 同一世帯で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者から順に3番目以降の子どもが保育園等を利用する場合の利用者負担額は「無料」となります。

【改定内容】

- ① 第2階層の第2子の利用者負担額(保育料)を「無料」とします。
- ② 第3階層から第4階層の2のうち、ひとり親世帯等の第1子の利用者負担額(保育料)を「減額」します。
・第2階層(非課税世帯)のひとり親世帯等以外の世帯の利用者負担額(保育料)と同額とします。